## 協力金・支援金の支給対象の考え方について(6/1~6/20における緊急事態措置等)

協力金・支援金については、要請内容や施設の種類・規模などにより、その支給対象が 異なります。このため、この資料では、「協力金・支援金の支給対象の基本的な考え方」を お示しし、別添の「お問い合わせの多かった施設」における各施設の措置内容とあわせて ご確認頂くことで、事業者の皆さまがどの協力金・支援金の支給対象となるのかの確認の 目安として頂くため、お示しするものです。

ご不明点等については、「東京都緊急事態措置等に関する質問と回答」及び「緊急事態宣 言に伴う協力金・支援金 よくあるお問い合わせ」をご確認ください。いずれも制度の詳細 は、別紙の制度の概要及び都ホームページのURLをご参照ください。

## 1. 飲食店【休業要請及び営業時間短縮要請】

- ○飲食店営業許可等を受けて飲食店を営んでいる事業者が、休業又は営業時間短縮の要請に応じた場合には、協力金(80~400万円)の支給対象となります。<sup>※①</sup>
- ○営業時間短縮の要請は、酒類提供・持ち込みを行っていない店舗及びカラオケ設備の提供を行っていない店舗、もしくは取りやめた店舗のみが対象です。このため、**酒類の持ち込みが行われている店舗は協力金支給の対象外となります**。

# 2. 飲食店以外

飲食店以外での協力金の受給のためには、都の営業時間短縮要請及び一部施設への土日 休業要請に全期間、全面的にご協力いただくことが必要です。

## 【営業時間短縮要請及び一部施設への土日休業要請】

- ○1以外で営業時間短縮要請及び土日休業要請の対象となる事業者のうち、建築面積が 1,000m<sup>2</sup>を超える大規模施設の場合には、協力金の対象となります。\*\*②
- ○大規模施設本体の休業または営業時間短縮に伴い、**休業または営業時間を短縮せざるを得なくなったテナント**については、**要請対象となっているかどうかに関わらず、協力金の支給対象**となります。<sup>※②</sup>(**1の協力金を受給していない**店舗のみですのでご注意下さい)
- ※協力金の支給対象となる施設は別表のとおりです。

#### 【営業時間短縮の協力依頼】

○都の支援金は、**休業の協力依頼**に応じて**休業した中小企業等を支援**することを目的として構築した都独自の制度です。6月1日から6月20日の緊急事態措置においては、1,000 ㎡以下の施設に対する**営業時間短縮の協力依頼ですので、都支援金の支給はありません**。

## 【その他、主な留意事項】

- ○「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」と国の「月次支援金」の併給はできません。国の「月次支援金」については、「地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者(休業を要請された大規模施設内のテナントを含む。)は月次支援金の給付対象外」とされています(経済産業省HP)。
- ○休業要請等の期間に関して、「文化庁 令和2年度第3次補正予算事業 ARTs for the Future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、「経済産業省コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(J-LODlive 補助金)」の支給を受けた事業者は、「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」及び「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」の支給対象外となります。
- ○営業時間短縮要請を受けた飲食事業者等が、「休業要請を行う大規模施設に対する協力 金」のテナント事業者にも該当する場合、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」 と「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」のどちらかを選択し、申請することが 可能です(支給額が異なりますのでご留意ください)。
- ○協力金は**1施設につき1区分のみ**とし、**複数区分の併給は行いません。**

別紙

### 【協力金・支援金の制度の概要】

	飲食店	飲食店以外	
	① <b>飲食店協力金</b> 営業時間短縮等に係る感 染拡大防止協力金	②大規模施設協力金 営業時間短縮及び土日休業要請を行う大規模 施設に対する協力金	③都支援金 休業の協力依頼 などを行う中小 企業等に対する 支援金
対象となる施設	○都内全域の飲食店等 (大企業が運営する店舗も 含む) ※6/1 から 6/20 まで全面 的にご協力頂いた施設	○営業時間短縮及び土日休業要請に対応して 営業時間短縮及び土日休業した大規模施設 (1,000 ㎡超) ○大規模施設内のテナント等 ※6/1 から 6/20 まで全面的にご協力頂い た施設 ※協力金の支給対象となる施設は別表のと おりです。	

	飲食店	飲食店以外	
	①飲食店協力金 営業時間短縮等に係る感 染拡大防止協力金	②大規模施設協力金 営業時間短縮及び土日休業要請を行う大規模 施設に対する協力金	③ <b>都支援金</b> 休業の協力依頼 などを行う中小 企業等に対する 支援金
支 給 額	○中小企業等 一店舗当たり 80 万円から 400 万円 (前年又は前々年における売上高に基づき算出) ○大企業 一店舗当たり上限 400 万円(一日の売上高減少額に基づき算出)	<ul> <li>○大規模施設         <ul> <li>① 自己利用部分面積に係る協力金</li> <li>→休業面積(自己利用部分)1,000 ㎡あたり20万円/日(営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間</li> <li>② テナント事業者等把握管理等に係る追加支給</li> <li>→テナント店舗及び特定百貨店店舗数×2千円/日(営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間を変請に係る追加支給</li> <li>→特定百貨店店舗の数×2万円/日(営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮の場合)</li> <li>・営業時間短縮の場合の本来の営業時間</li> </ul> </li> </ul>	

	飲食店 飲食店以外			
	① <b>飲食店協力金</b> 営業時間短縮等に係る感 染拡大防止協力金	②大規模施設協力金 営業時間短縮及び土日休業要請を行う大規模 施設に対する協力金	③ <b>都支援金</b> 休業の協力依頼 などを行う中小 企業等に対する 支援金	
		<ul> <li>○大規模施設内のテナント等</li> <li>① テナント事業者等</li> <li>→休業面積 100 ㎡あたり</li> <li>2万円/日</li> <li>(営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間</li> <li>② 映画館運営事業者及び映画配給会社→常設のスクリーン×</li> <li>2万円/日</li> <li>(営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数</li> <li>③ 非飲食業カラオケ事業者</li> <li>2万円/日</li> <li>(営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮の場合)</li> <li>×営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間/要請対象日の本来の営業時間</li> </ul>		
主な留意点	<ul><li>○大企業の申請も可能</li><li>○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の要請内容は休業</li></ul>	<ul><li>○大企業の申請も可能</li><li>○テナントについては、営業時間短縮及び 土日休業要請の対象外でも協力金の対象</li></ul>		
U R L など	<ul><li>※② 大規模施設協力金 https://www.sangyo-rodo</li><li>※無店舗型や派遣型の業 ※公益法人、学校法人、</li></ul>	.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0528_1470 .metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0528_1470 態は対象外となります。 社会福祉法人等は対象外となります。 グローバル需要創出促進事業費補助金等の支統	5.html	

### 協力金の支給対象について( $6/1\sim6/20$ )(国通知に基づく区分)

#### 【大規模施設(1,000㎡超)運営事業者及びテナント事業者等※1が支給対象となる施設】

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	混内	要請内容
劇場等(第4号) 【1,000㎡超】	映画館、プラネタリウム 等	【全日】営業時間短縮要請(~21時)※2 規模要件に沿った施設の使用を要請※3 入場整理等の実施を要請
商業施設(第7号)【1,000㎡超】 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	【平日】営業時間短縮要請(~20時) 【土日】休業要請
運動施設 (第 9 号) 【1,000㎡超】	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	【全日】営業時間短縮要請(〜21時)※2 規模要件に沿った施設の使用を要請※3 入場整理等の実施を要請
遊技場(第9号) 【1,000㎡超】	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	【平日】営業時間短縮要請(~20時) 【土日】休業要請
遊興施設(第11号) 【1,000㎡超】	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	【平日】営業時間短縮要請(~20時) 【土日】休業要請
商業施設(第12号)【1,000㎡超】 (生活必需物資を除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラ クゼーション業 等	【平日】営業時間短縮要請(~20時) 【土日】休業要請

#### 【テナント事業者等のみが支給対象※1となる施設】

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内訳	要請内容
劇場等(第4号)【1,000㎡超】	劇場、観覧場、演芸場 等	
集会場等(第5号)【1,000㎡超】	集会場、公会堂 等	
展示場(第6号)【1,000㎡超】	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	【全日】営業時間短縮要請(~21時)※2
ホテル等(第8号)【1,000㎡超】	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る。)	規模要件に沿った施設の使用を要請※3 入場整理等の実施を要請
運動施設(第9号)【1,000㎡超】	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ 練習場、バッティング練習場 等	
遊技場(第9号)【1,000㎡超】	テーマパーク、遊園地	
博物館等(第10号)【1,000㎡超】	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

#### 【その他協力金の支給対象となる施設】

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	要請内容
飲食店営業許可を受けていないカラオケ設備を提供する遊興施設(第11号) 【面	面積要件なし】 【全日】休業要請
MARIE	入場整理等の実施を要請

- ※1 テナント事業者等については、大規模施設運営者が要請を受けて休業又は営業時間短縮を行ったことに伴い、 休業又は営業時間短縮を行った場合に支給
- ※2 イベント開催以外の場合は、営業時間短縮要請(~20時)
- ※3 人数上限5,000人かつ収容率50%等

種類	施設	措置等の内容
遊興施設等	キャバレー	1 飲食店許可なし
(第11号)	ナイトクラブ	(1) 酒類提供、施設内持込あり 又は カラオケ使用あり
	ダンスホール	●休業要請(法第45条第2項) (酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の
	スナック	施設内持込を取り止める場合を除く。)
	バー (接待や遊興を伴うもの)	
	ダーツバー	(2) 酒類提供なし、店内持込なし かつ カラオケ使用なし
	パブ	①床面積の合計が1,000㎡超の施設 (平日)
	性風俗店	●5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
	アダルトショップ	●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)
	個室ビデオ店	(土日)
	カラオケボックス	 ●休業要請(法第24条第9項)
	射的場	
	ライブハウス	②床面積の合計が1,000㎡以下の施設
	場外馬(車・舟)券場	(全日)
	307 mg ( <del>+</del> 75) 25 35	●5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼 ●入場整理等の実施の協力依頼
		2 飲食店許可あり
		(1) 酒類提供、施設内持込あり 又は カラオケ使用あり
		●休業要請(法第45条第2項) 「酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の
		施設内持込を取り止める場合を除く。)
		 (2)酒類提供、施設内持込なし かつ カラオケ使用なし
		●5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第45条第2項)
		●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請(法第45条第2項)
		・従業員に対する検査の勧奨
		・入場をする者の整理等
		・発熱等の症状のある者の入場の禁止
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知
		・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
		・云語寺の飛沫による燃業の防止に効果のある指直 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の
		適切な距離の確保等)
		とは かい、ひ ヤー 京内 トン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

種類	施設	措置等の内容
運動施設	体育館	●規模要件に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)
(第9号)	水泳場	人数上限5,000人かつ収容率50%以内
	ボウリング場	●営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
	スケート場	
	ゴルフ練習場	○イベント開催の場合
	バッティング練習場	→5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
	陸上競技場	○イベント開催以外の場合
	野球場	<ul><li>・床面積の合計が1,000㎡超の施設</li></ul>
	テニス場	→5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
	柔剣道場	<ul><li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設</li></ul>
		→5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
	スポーツクラブ	●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
		●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の
		自粛を要請(法第24条第9項) 
		●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第 9 項)
		(IDA) C A)
遊技場	マージャン店	1 床面積の合計が1,000㎡超の施設
(第9号)	パチンコ屋	(平日)
	ゲームセンター	<ul><li>●5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li><li>●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)</li></ul>
		(土日) <b>(土田)</b>
		●休業要請(法第24条第9項)
		2 床面積の合計が1,000㎡以下の施設
		(全日)
		●5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
		●入場整理等の実施の協力依頼

種類	施設	措置等の内容
遊技場	テーマパーク	●規模要件に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)
(第9号)	遊園地	人数上限5,000人かつ収容率50%以内
		●営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
		O ( a) 1 88 W a 18 A
		<ul><li>○イベント開催の場合</li><li>→5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li></ul>
		→5时かり21时までの呂未时间 位
		○イベント開催以外の場合
		・床面積の合計が1,000㎡超の施設
		→5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
		・床面積の合計が1,000㎡以下の施設
		→5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
		●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)
		●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の
		自粛を要請(法第24条第9項) 
		●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請
		(法第24条第9項)
劇場等	劇場	●規模要件に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)
(第4号)	観覧場	人数上限5,000人かつ収容率50%以内
	演芸場	●営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
	映画館	
	プラネタリウム	○イベント開催の場合
		→5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
		○イベント開催以外の場合
		・床面積の合計が1,000㎡超の施設
		→5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
		・床面積の合計が1,000㎡以下の施設
		→5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
		 ○映画館については、
		・床面積の合計が1,000㎡超の施設
		→5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
		・床面積の合計が1,000㎡以下の施設
		→5時から21時までの営業時間短縮の協力依頼
		●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)
		<b>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の</b>
		自粛を要請(法第24条第9項)
		●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請

場 堂 場 議室 会館 的ホール	<ul> <li>●規模要件に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項) 人数上限5,000人かつ収容率50%以内</li> <li>●営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>○イベント開催の場合         →5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>○イベント開催以外の場合         ・床面積の合計が1,000㎡超の施設         →5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設         →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)</li> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請</li> </ul>
場 議室 会館	<ul> <li>●営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>○イベント開催の場合         →5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>○イベント開催以外の場合         ・床面積の合計が1,000㎡超の施設         →5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設         →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)</li> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請</li> </ul>
議室 会館	<ul> <li>○イベント開催の場合 →5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>○イベント開催以外の場合 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 →5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)</li> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請</li> </ul>
議室 会館	<ul> <li>○イベント開催の場合 →5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>○イベント開催以外の場合 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 →5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)</li> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請</li> </ul>
会館	→5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)  ○イベント開催以外の場合 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 →5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項) ・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼  ○入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)  ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)  ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請
	→5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)  ○イベント開催以外の場合 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 →5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項) ・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼  ○入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)  ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)  ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請
的ホール	<ul> <li>○イベント開催以外の場合         <ul> <li>・床面積の合計が1,000㎡超の施設</li> <li>→5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設</li> <li>→5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> </ul> </li> <li>●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)</li> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請</li> </ul>
	<ul> <li>・床面積の合計が1,000㎡超の施設 →5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li> <li>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> <li>●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)</li> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請</li> </ul>
	→5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項) ・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼  ●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)  ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)  ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請
	・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼  ●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)  ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)  ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請
	→5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼  ●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)  ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)  ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請
	<ul> <li>●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)</li> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請</li> </ul>
	<ul><li>●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請(法第24条第9項)</li><li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請</li></ul>
	自粛を要請(法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請
	自粛を要請(法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請
	(法第24条第9項)
	●規模要件に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)
 館	人数上限5,000人かつ収容率50%以内
	●営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
館	○イベント開催の場合 →5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
克	の時かり21時よくの名来时间应相を安請(広先24未先り頃)
鬼	○イベント開催以外の場合
	・床面積の合計が1,000㎡超の施設
	→5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
	・床面積の合計が1,000㎡以下の施設
	→5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
	 ●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)
	●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の
	自粛を要請(法第24条第9項)
	●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)
ĺ	鬼

種類	施設		措置等の内容	
ホテル等	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)		●規模要件に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)	
(第8号)	旅館(集会の用に供する部分に限る。)		人数上限5,000人かつ収容率50%以内	
			●営業時間短縮を要請(法第24条第9項)	
			○イベント開催の場合	
			→5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)	
			○イベント開催以外の場合	
			・床面積の合計が1,000㎡超の施設	
			→5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)	
		-	・床面積の合計が1,000 m 以下の施設	
			→5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼	
			▶入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)	
		•	<b>●</b> 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の	
			自粛を要請(法第24条第9項)	
			<b>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請</b>	
			(法第24条第9項)	
		_		
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)		<ul><li>床面積の合計が1,000㎡超の施設 (平日)</li><li>●5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)</li><li>●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)</li></ul>	
(第7号、12号)	ペット美容室(トリミング)			
	宝石類や金銀の販売店			
	住宅展示場(集客活動を行い、来場を促すもの)			
	古物商(質屋を除く。)		(土日) <b>●                                      </b>	
	金券ショップ		●休業要請(法第24条第9項)	
	古本屋	2 月	R面積の合計が1,000㎡以下の施設	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		(全日)	
	囲碁・将棋盤店		●5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼 ●入場整理等の実施の協力依頼	
	DVD/ビデオショップ		●八物正在寺の天旭の伽刀氏根	
	DVD/ビデオレンタル			
	アウトドア用品、スポーツグッズ店			
	ゴルフショップ			
	土産物屋			
	旅行代理店(店舗)			

種類	施設	措置等の内容
商業施設	アイドルグッズ専門店	1 床面積の合計が1,000㎡超の施設
(第7号、12号)	ネイルサロン	(平日) <b>●</b> Fut to 2 000t to 4 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0
	まつ毛エクステンション	●5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項) ●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)
	スーパー銭湯	ON WELL ON MICHAEL MAN (ASSESSMENT MAN)
	岩盤浴	(土日)
	サウナ	●休業要請(法第24条第9項)
	整体院(※1)	2 床面積の合計が1,000㎡以下の施設
	エステサロン	(全日)
	日焼けサロン	●5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
	脱毛サロン	●入場整理等の実施の協力依頼
	写真屋	
	フォトスタジオ	要請・協力依頼の対象外とする。
	豪奢品販売 (高級衣料品等 (※2) 、高級オーディオ等)	※2 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、
	美術品販売	高級宝飾雑貨等
	展望室	
飲食店等	飲食店	1 酒類提供、施設内持込あり 又は カラオケ使用あり
(第14号)	料理店	●休業要請(法第45条第2項)
(宅配・テークア	喫茶店	2 酒類提供なし、施設内持込なし かつ カラオケ使用なし
ウトを除く。)	和菓子・洋菓子店	● 5 時から20時までの営業時間短縮を要請(法第45条第2項)
	タピオカ屋	
	居酒屋	●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請(法第45条第2項) ・従業員に対する検査の勧奨
	屋形船	・入場をする者の整理等
	バー(接待や遊興を伴わないもの)	・発熱等の症状のある者の入場の禁止
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒
		・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止
		・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
		(川は以い)犬メい ノノノバル以巨人は们用日の処別な近離の唯休寺/

種類	施設	措置等の内容
医療施設(※)	病院	休業要請対象外
	診療所	
	歯科	※国家資格有資格者が治療等を行うもの以外の施設は 以下のとおり。
	薬局	1 床面積の合計が1,000㎡超の施設
	鍼灸・マッサージ	(平日)
	接骨院	●5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項) ●入場整理等の実施を要請(法第45条第2項)
	柔道整復	
		(土日)
		●休業要請(法第24条第9項)
		2 床面積の合計が1,000㎡以下の施設
		(全日)
		●5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
		●入場整理等の実施の協力依頼
生活必需物資	如丰十相	休業要請対象外
販売施設	卸売市場	<b>州木女明</b> 為7下
(豪奢品(※1)	食料品売り場(※2)	※1 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、
を除く)	コンビニエンスストア	高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、高級オーディオ等
	百貨店(生活必需品売場)	※2 移動販売店舗を含む。
	スーパーマーケット	
	ホームセンター(生活必需品売場)	
	ショッピングモール(生活必需品売場)	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
住宅・宿泊施設	ホテル	休業要請対象外
	カプセルホテル	
	旅館	
	民泊	
	共同住宅	
	寄宿舎	
	下宿	
	ラブホテル	
	ウィークリーマンション	

種類	施設	措置等の内容
交通機関等	バス	休業要請対象外
	タクシー	
	レンタカー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス(宅配等を含む)	
工場等	工場	休業要請対象外
	作業場	
金融機関・官公署等	銀行	休業要請対象外
	消費者金融	
	АТМ	
	証券取引所	
	証券会社	
	保険代理店	
	事務所	
	官公署	

種類	施設	措置等の内容
その他	貸倉庫	休業要請対象外
(豪奢品※を 除く。)	郵便局	※ 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、
	メディア	、 海外の高級ノブントロ、オーダーメイトの高級版即品・乳、 高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、高級オーディオ等
	不動産業者	
	火葬場	
	獣医	
	ペットホテル	
	たばこ屋(たばこ専門店)	
	ブライダルショップ	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店	
	園芸用品店	
	修理店(時計、靴、洋服等)	
	鍵屋	
	100円ショップ	
	駅売店	
	家具屋	
	自動車販売店、カー用品店	
	花屋	
	ランドリー	
	ごみ処理関係	
	神社	
	寺院	
	教会	

種類	施設	措置等の内容
	幼稚園	●以下の事項について、協力を依頼
(第1号)	小学校	・感染リスクの高い行動等の制限
	中学校	・遠隔授業の活用など、学修者本位の効果的な授業の実施等
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専修学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
保育所等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	
(第2号)	学童クラブ	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	
大学等	大学	
(第3号)	専修学校(高等専修学校を除く)・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
集会場等	結婚式場	●酒類及びカラオケ設備の提供停止の要請(法第45条第2項)
(第5号)		●営業時間短縮を要請(5時から20時まで)(法第45条第2項)
		●以下の事項について、協力を依頼
		・「1.5時間以内」での開催
		・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催
		・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
集会場等	葬祭場	●以下の事項について、協力を依頼
(第5号)		・入場整理の実施
(211-1-1)		・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
		4.31.13.日 に や の 1961なよ ・^^/日244 ^^14 がん で 呼からない。 C

種類	施設	措置等の内容
博物館等	図書館	●入場整理の実施の協力を依頼
(第10号)		
遊興施設	マンガ喫茶	●以下の事項について、協力を依頼
(第11号)	ネットカフェ	・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
<del>** ** ** =</del> n.	(VV) BY4A	●以下の事項について、協力を依頼
商業施設	銭湯 (※)	・入場整理の実施
(第12号)	理容室	・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛
	美容店	・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
	質屋	V 増加 (工物な)
	貸衣装屋	※物価統制令の対象となるもの
	クリーニング店	
学習塾等	自動車教習所	●オンラインの活用の協力を依頼
(第13号)	学習塾	
	オンライン授業	
	家庭教師	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	